

「愛川町国民健康保険」「神奈川県後期高齢者医療制度」に加入している方へ

お手元にある健康保険証は7月31日に有効期限が満了となります

問 国保年金課 国保年金班
☎(内線)3376

8月以降、医療機関・薬局の受け付けは、マイナ保険証か資格確認書で行ってください。

社会保険などに加入している方は、健康保険証の有効期間や資格確認書の交付手続きの方法などが異なります。詳しくは、加入する医療保険者にお問い合わせください。

【国民健康保険の方】

① マイナ保険証を使っている方

7月下旬までに、資格情報のお知らせを郵送します。
そのままマイナ保険証をお使いください。

マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受け付けが困難な方には、町役場で手続きを行うと資格確認書が交付されます。親族などの法定代理人や介助者などによる代理申請も可能です。手続きに必要な持ち物などはお問い合わせください。



② マイナンバーカードは持っているがマイナ保険証の登録が済んでいるか分からない方

マイナンバーカードに健康保険証情報をひもづけた「マイナ保険証」の登録が済んでいるか分からない場合は、マイナポータルや、医療機関などの受け付け窓口を設置されている顔認証付きのカードリーダーなどで確認してください。



マイナポータル
「マイナンバーカードの
健康保険証利用」

③ マイナンバーカードを持っていない方、持っているがマイナ保険証の登録をしていない方

7月下旬までに、資格確認書を発行し郵送します(申請不要)。
資格確認書を従来の健康保険証と同様にお使いください。

マイナ保険証、3つのメリット

- ① 健診や過去に処方された薬などのデータが医師や薬剤師に共有され、診療に役立ちます。
- ② 引っ越しなどによる保険証の切り替えが不要になります。(ただし、保険者が変わった場合は異動の届け出が必要です)
- ③ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120(95)0178

5番を選択の上、音声ガイダンスにしたがってお進みください

受付時間(年末年始を除く)

平日: 午前9時30分～午後8時
土日祝: 午前9時30分～午後5時30分

厚生労働省
「マイナンバーカードの健康
保険証利用について」



【後期高齢者医療制度の方】

国からの要請により、マイナ保険証の保有状況に関わらず、全員の方に7月下旬までに資格確認書をお送りします。資格確認書は従来の健康保険証と同様に使えます。

マイナンバーカード申請支援窓口(無料の顔写真撮影)

7月27日(日) 午前8時30分～正午
役場1階住民課 問 住民課 住民窓口班 ☎(内線)3314

町ホームページ
「【無料の写真撮影】マイナンバーカード
申請支援窓口を開設しています」



マイナンバーカードを初めて申請する方を対象として、マイナンバーカード申請支援窓口を開設します。

送付された二次元コード付き交付申請書に必要事項を記入してお持ちいただくと、申請がスムーズに行えます。申請書をお持ちでない方は、再度発行しますので、右記の本人確認書類をお持ちください。

なお、申請日当日にマイナンバーカードの受け取りはできません。

本人確認書類

1点でよいもの

運転免許証、パスポート、在留カードなどの官公庁発行の顔写真付き証明書

2点必要なもの

健康保険証、年金手帳、学生証など